骨太方針 2022 に見る旅行・観光政策について
～「観光立国の復活」に向けて

株式会社　ANA 総合研究所
産学連携事業部長 水野 義弘

はじめに

ポストコロナの時代を見据えて、また、世界的な物価上昇局面及びウクライナ危機によるグローバル経済への影響下、岸田政権における初めての骨太方針 2022[1]が 6 月 7 日に閣議決定、発表された。タイトルには、岸田政権発足時より掲げてきた、「新しい資本主義へ」が明記され、その副題として「～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」とある。骨太方針は小泉政権下で始められたが、最近の安倍政権においても「新自由主義」に基づく政策を行ってきた。しかし経済成長を中心に据えたことによる格差拡大などのゆがみ是正を訴え、岸田政権では「新しい資本主義」として「成長と分配」を政策の中心とするとしてきた。しかし、今回の骨太方針では、そうした主張を修正したと評されるほど、アベノミクス以来の成長戦略を踏襲している。

第 1 章の（当面のマクロ経済運営）において、「今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。日本銀行においては、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、２％の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。」とあり、アベノミクス以来の 3 本の矢を継続し、物価目標 2%を実現することとしているのである。反対に、政権成立当初より訴えてきた分配戦略は、具体策が不明瞭であるとこちらも路線修正かのように報道されている。

このように、従来の成長戦略を基軸とした方針が継続される中で、旅行・観光にかかわる政策がどのような方針で進められようとしているのかについて確認し、その内容についても多角度から分析を試みたい。

1.骨太方針における観光政策の位置づけ

骨太方針 2022 において旅行・観光にかかわる記述は以下のとおりである。

第 2 章で「新しい資本主義に向けた改革」において最初に重点投資分野として定められているのが人への投資である。コンテクストは明確ではないが、この人への投資の一項目として「資産所得倍増プラン」も置かれている。

---

[1] 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」

この重点投資分野と並列する形で定められたのが「社会課題の解決に向けた取組」であり、4 つある項目の最初に「民間による社会的価値の創造」の中で「ＰＰＰ／ＰＦＩの活用等による官民連携の推進」の一つとして空港のコンセッションについて「コロナ禍の経験等を踏まえ、リスク分担の検討等を進めつつ、原則として全ての空港へのコンセッション導入を促進する。」と触れている。また、3 つ目の項目「多極化・地域活性化の推進」の一環としてまずは「分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築」の中で「我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾、漁港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、航空ネットワークの維持・活性化、港湾の 24 時間化も念頭においたＡＩターミナルの実現、造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。」と交通網の整備について述べ、さらに「観光立国の復活」を述べている。

以上のとおり、旅行・観光にかかわる方針は空港のコンセッション、交通網の整備、観光立国の復活の 3 点であり、いずれも従来の政策の延長線上にあるものと理解できる。このうち、コロナ後に向けた再出発に向けた政策が並べられているのが観光立国の復活である。以下には観光立国に関する方針について詳述する。

2.骨太方針の観光政策

（1）「観光立国の復活」

骨太方針における詳細は以下のとおりである。

我が国の成長戦略の柱の一つであり、地方経済・雇用を支える観光立国の復活を図り、地方創生を進める。国内交流需要喚起のため、感染状況等を踏まえて引き続き注意深く検討を行い、旅行者等の安全を確保した上で、国内需要喚起策を実施し、観光・交通事業者と連携して平日の旅行促進等を推進する。新たな交流市場を開拓しつつ、宿泊施設改修やデジタル実装等、観光地・観光産業の再生・高付加価値化について、基金化などの計画的・継続的な支援策が可能となるよう制度を拡充するとともに、法整備も視野に強力に推進し、また、持続可能な観光に向けた取組を進める。

国際交通を支える航空・空港関連企業の経営基盤強化を図りつつ、インバウンドの戦略的回復に取り組む。消費額増加や地方誘客促進のほか観光外交の推進のため、きめ細かなプロモーションを実施し、ＣＩＱ等の受入環境の整備や水際対策、外国人観光客の民間医療保険への加入促進を進めつつ、サステナブルツーリズムやアドベンチャーツーリズム、新たな観光コンテンツの創出、国立公園等の滞在環境上質化、高付加価値旅行者の誘客、クルーズの再興と世界に誇るクルーズの拠点形成、カジノ規制の実施を含めたＩＲ整備等を強力に推進する。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

（２）従来の流れ

今回の方針が成長戦略を踏襲したものであることは前述のとおりであり、その成長戦略の柱の一つとして観光立国の復活を位置付けている。また、観光立国は地方創生の一環であるものとしている。従来の観光立国の政策と異なり、コロナの影響を考慮して、まず初めに国内需要の喚起策を置き、続けてインバウンドの回復について戦略的に進めることとしている。そもそも観光立国は、2003 年当時の小泉首相が施政方針演説の中で観光立国を目指し、2010 年までに当時 500 万人であった外国人旅行者の数を 1000 万へと倍増させることを目標として示した。これを受けて、同年よりビジットジャパン・キャンペーンを行ったことから具体的な対策が始まった。工業生産と国内消費及び輸出による経済を中心としてきた日本においては、この時まで観光業の振興は主たる課題として認識されてこなかったが、長引く景気低迷や少子化により国内消費が振るわない中、インバウンドによる経済効果に着目し、以降、経済の成長戦略の重要な施策として位置付けられるようになる。その後 2006 年には、「観光立国推進基本法」が制定され、2008 年に観光庁が発足した。これ以降も観光立国は、インバウンドが主体の政策であったが、今回はインバウンドの復活の前に、新たな GoTo トラベル事業[2]の実施を念頭に国内観光の需要喚起に触れ、また、観光庁「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」における最終とりまとめの内容を盛り込むなど、国内観光に対する取り組みにも力を入れていることが特徴といえる。

（３）国内観光振興先行策の結果は

基本的には、観光庁が取りまとめ、骨太方針の 3 日後に閣議決定された令和 4 年版の観光白書に盛り込まれている今年度の施策が、そのまま骨太方針に記載された格好である。現政権下では、コロナ感染拡大防止に対応するため、まずは国内観光について先行して需要喚起し、インバウンドについては団体ツアーをトライアルするなど慎重に再開することから始める算段と思われる。実際 GoTo トラベル事業についてはすでに今年度予算化されているものを実施することになるが、インバウンドの多くの項目は観光白書で中期的な取り組みと位置付けられている。

まずは国内観光需要喚起に取り組み、インバウンドは慎重に再開することから始めるといった方針は果たしてどのような結果を生じせしめるのであろうか。そもそも観光立国の政策は日本だけが行っているものではなく、むしろ欧州やアジア諸国において外貨獲得、重要な経済政策の一環として位置付けられ、先んじて取り組んできたものである。こうした取組みに力を入れている国では外国人旅行者数も多くその効果が出ている。日本は安倍政権下で円高是正が進むと同時に特に中国を中心としたアジア諸国における経済発展の結

[2] 2020 年 7 月から 12 月まで実施された、旅行代金の最大 50%を支援するキャンペーン

果所得が増えたことなどもあり、日本への観光渡航が急増し、観光立国の政策にもより力を入れた結果が3000万人を超える実績となって表れた。しかし各国がインバウンドを取り込むことは、すなわち同様に観光立国を目指す国同士で外国人旅行者獲得の競争を行うことを意味するものであり、その時の景気や外国為替の状況などが反映しつつ、政策によりいかにインセンティブを示すことができるかにかかるのであり、日本が現在行っているコロナの水際対策やインバウンドの促進を慎重に行う方針では、現下の円安のメリットを存分に享受することができない恐れがある。

3.各国の入国規制との比較

（1）世界における観光需要の戻り

現状では、欧米の航空需要はすでにコロナ前の水準に戻っており、航空会社や空港会社はコロナで減員したスタッフの確保に追われ、これが追いつかずに欠航をしたり、また旺盛な労働需要を背景に従業員は大幅な賃金増額をストライキを構えつつ会社と交渉している。アジアオセアニア各国でも同様の動きを見せており、水際対策が世界水準より厳しい日本とは大きく状況が異なる。日本の航空会社における国際線利用の状況は、日本への出入国数上限が定められているなど厳しい入国制限を反映して、乗り継ぎで日本を経由して移動するアジアと米州を結ぶ三国間流動が旺盛ではあっても、伸びが抑えられている。現在の中国のゼロコロナ政策が当面は大きな変更がないと考えれば、コロナ前に最大の入国者数であった中国人の日本への渡航は当面さほど期待できないが、20 年ぶりの円安水準や欧米でいわゆるリベンジ消費が旺盛なことを考慮すれば、早期にインバウンド需要を取り込むことにより、世界で取り残された感のある経済成長を果たすためにも、必要な政策ではないかと考えられる。コロナ感染拡大を防止することが重要であるため、外国人旅行者に対するマスク着用をはじめとする感染防止策の徹底を行う対策などは必要であるが、インバウンド政策を世界標準より慎重に進める必要性については再度検討すべきであろう。

（2）世界の入国規制

ここで世界の観光立国を目指す国について、入国規制の 7 月 1 日の現状についてみておきたい。以下は、各国駐日大使館 HP を参考に記載する。

① 2019 年のデータで外国人入国者数世界 1 位　フランス

・渡航にあたって特別な理由：必要なし
・搭乗にあたっての検査：
　〇ワクチン接種済みの場合：必要なし

〇ワクチン未接種の場合：72 時間以内の PCR 検査または 48 時間以内の抗原検査の陰性証明、もしくは、罹患した際の PCR 検査または抗原検査の 11 日以降 6 ヶ月以内の陽性証明が必要

・到着にあたっての検査：なし

・到着後の隔離：なし

② 同 2 位 スペイン

EU またはシェンゲン領域以外の国からの入国の場合、AB いずれかの書類が必要

A 欧州連合（EU）のデジタル証明書（ワクチン接種証明書、陰性証明書、回復証明書のいずれか）又はそれと同等の証明書

B スペイン保健省の専用ページ又は専用の無料アプリ「SPAIN TRAVEL HEALTH-SpTH」において健康状態等を登録し、出力された QR コード及び登録内容を確認できる証明書（ワクチン接種証明書、陰性証明書、回復証明書のいずれか）。

＜※スペイン到着の 72 時間前から登録が可能＞

③ 同 4 位 イタリア

以下のいずれか一つが必要

・COVID-19 グリーン証明書

・上記と同等の証明書（いずれか一つで可）

a) 欧州医薬品庁（EMA）が認可したワクチンの初回接種サイクル完了（2 回接種が必要なワクチンは 2 回接種が完了）を証明するもので、接種完了から 9 か月以内のもの。

b) 上記接種に加え、EMA が認可したワクチンでブースター接種を受けたことを証明するもの（現在のところ無期限）。

c) 6 か月以内に発行された新型コロナウイルス感染からの治癒証明。

d) イタリア入国前 72 時間以内に実施した PCR 検査の陰性結果証明又はイタリア入国前 48 時間以内に実施した抗原検査の陰性結果証明。

④ 同 6 位 トルコ

入国前 72 時間以内の PCR 検査の陰性証明書あるいは、48 時間以内の抗原検査の陰性証明書の提示義務を求めない

⑤ 同 8 位 タイ

ワクチンを規定回数接種した者（在タイ日本大使館ウェブサイト PDF ファイル(外部サイトへ、新しいウィンドウで開きます)参照）、いわゆるワクチン接種証明書（英文）所持者は、入国前の PCR 検査などは不要

ワクチン未接種、もしくは規定の回数の接種を完了していない者は、渡航前 72 時間以内に発行された抗原検査キット（ATK）による検査または PCR 検査による陰性証明書（英文）を提示すれば、入国は可能

さらに 7 月 1 日より以下のとおり

入国申請システムの廃止：タイ政府が運用する入国申請システム「タイランド・パス」を 7 月 1 日以降廃止する

入国後の強制隔離措置の制度などを廃止：強制隔離に関する制度や施設、運用などに関する事項を廃止する

医療保険証の廃止：従来、入国の際に必要だった、新型コロナウイルスの治療費などを含む 1 万ドル以上を保証する医療保険の加入を不要とする

【各国の入国規制一覧】

	観光目的の渡航		ワクチン接種証明	陰性証明	搭乗時・入国時検査	隔離
フランス	○	ワクチン接種済	必要	不要	不要	不要
		ワクチン未接種	-	必要	不要	不要
スペイン	○	ワクチン接種済	必要	不要	不要	不要
		ワクチン未接種	-	必要	不要	不要
イタリア	○	ワクチン接種済	必要	不要	不要	不要
		ワクチン未接種	-	必要	不要	不要
トルコ	○	ワクチン接種済	不要	不要	不要	不要

		ワクチン未接種	-	不要	不要	不要
タイ	○	ワクチン接種済	必要	不要	不要	不要
		ワクチン未接種	-	必要	不要	不要
日本	△*	ワクチン接種済	不要	必要	不要	不要
		ワクチン未接種	-	必要	不要	不要

（*　旅行業者等を受入責任者とする添乗員付きパッケージツアーによる外国人観光客の受入れを令和４年６月 10 日より開始、ビザ必要）
（各国大使館 HP の記載を参考に筆者作成）

4.入国規制緩和の遅れがもたらすもの

日本は、こうした国々との間で外国人旅行者獲得の競争力を如何にして維持・向上できるかを考えるべきであり、景気がよくならない中で物価上昇が続く日本経済において、消費を拡大する効果の高いインバウンドを中心とした観光立国の政策は非常に重要な政策である。これを推進するためには、コロナ感染拡大を抑制するための工夫をしつつ、出入国規制は早期に撤廃することが必要になる。観光立国を標榜する以上、入国の規制はほかの競合国と同水準もしくはそれ以上に規制を緩和しておかなければ、その時点で競争環境において劣後におかれることになる。観光旅行を計画している者にとっては、何を目的に旅に出るかによって行き先を考え、予算とコストの見込みを計算して目的地を絞り込むことになろう。さらに、これまでと異なるのは、コロナによる規制がどうであるかを考慮することになる。最も大切なのはそもそも入国できるのか、入国に際し面倒な手続きはあるのか、入国手続きに時間はどれほどかかるのかなどは重要な要素となろう。上記に見たとおり、すでにワクチン接種の確認や PCR 検査も行わない国もある一方で、観光目的の入国を認めないとか入国後数日の隔離などがある国は論外であろうし、ワクチン接種３回以上や、７２時間前の PCR 検査陰性証明の提出が求められ、また入国手続きに３時間以上もかかるようではその国を選ぶのは躊躇する。さらに、コロナに関する規制で欧米の観光客が嫌うのは、厳格なマスク着用のルールである。これについては、３密回避とともに感染を防ぐ最も重要なルールであるので、一概に撤廃すべしということはできないが、滞在をより楽しいものにできる工夫も必要ではないか。

5.観光資源の磨き上げ

（1）骨太方針における観光資源の磨き上げ

観光立国の推進にとって、入国規制の緩和が必要不可欠な条件であるとすれば、基盤となる条件は観光資源の磨き上げである。観光の 3 要素のうち、前述の入国規制が媒体としての交通、すなわち島国である日本としてはインバウンドが入国する手段は国際航空がそのほとんどを占めるので、その媒体としての機能を果たすためにも、必要不可欠なものということになる。さらに観光の客体としては、観光資源の魅力をより魅力あるものへと磨き上げていく必要がある。今回の骨太方針では「サステナブルツーリズムやアドベンチャーツーリズム、新たな観光コンテンツの創出、国立公園等の滞在環境上質化、高付加価値旅行者の誘客、クルーズの再興」と記されている。この方針のもとになる令和 4 年版観光白書では、まず、サステナブルツーリズムや新たな観光コンテンツの創出として、「インバウンドの多様なニーズに対応するため、文化観光拠点整備、アート市場活性化、スポーツツーリズム、農泊、ガストロノミーツーリズム、酒蔵ツーリズム等を支援する。また、新型コロナウイルス感染症による環境変化や旅行者の意識変化を踏まえ、サステナブルツーリズムやアドベンチャーツーリズムの推進、スノーリゾート形成等アウトドア・アクティビティコンテンツの造成等を支援する。」と記載している。また国立公園に関し、「インバウンド促進に資する国立公園等の滞在環境の向上に向けて、『国立公園満喫プロジェクト』の取組の全国展開」と定め、さらに高付加価値旅行者に関しては「2022 年度（令和４年度）中に、訪日旅行での消費単価が高い高付加価値旅行者の誘客を見込める地域をモデル観光地として約 10 か所選定し、高付加価値な宿泊施設整備、観光資源の発掘・磨き上げ、ガイド等の人材育成、海外セールス強化等を集中的に支援するほか、プライベートジェットに係る手続緩和等の利用改善を行う。」としている。そしてコロナで大打撃を受けたクルーズについて、「クルーズを安心して楽しむ環境の整備のため、感染拡大防止策を徹底した上でのクルーズの寄港促進等を支援するとともに、他国の安全・安心対策等に留意しつつ、国際クルーズ再開に向けた取組を支援する。」とした。

（2）インバウンド振興策において必要な視点

インバウンド向けの振興策については、この 5~6 年の間に積み重ねられてきたものの継続的な取組みとなっており、コロナがひと段落したのを受けて観光立国の復活を目指すにしては、目新しさや規模の拡大も十分に感じることはできない。とりわけ、この 2 年余りの間に、旅行・観光産業は深刻な打撃を受けたのであり、日本の観光立国を支えるはずの関連企業や労働者が、現状のままではすぐに十分なインバウンドの受け入れができないほどに傷んでいる。これらに対する迅速で十分な支援策を手当てすることがまずは何より重

要であり、磨き上げ以前に必要な対策であろう。

おわりに

　以上のとおり、骨太方針2022で、コロナ以降初めて積極的に観光立国の政策に言及したことについては評価したいが、本来観光立国の主眼であるインバウンド誘客については、入国規制の緩和が慎重に過ぎる点や、観光資源の磨き上げの政策内容と規模が十分とは言えない点を考えると、20 数年ぶりの円安水準という空前の好環境にあるメリットを十分に享受できない恐れがある。今年度についてはすでに予算化され、閣議決定された内容であることから、観光庁で現段階で検討されている政策以上の動きは当面望めないだろうが、コロナ感染状況から各種の規制が緩和される流れの中で、水際対策の一層の緩和が迅速に進む可能性は期待できるし、そうなれば、空前の円安水準と外国人旅行者受け入れの環境は整うことになるので、民間の観光産業の努力によって、交通や情報発信といった媒体の充実や宿泊、飲食店での魅力あるプラン、および観光地におけるインバウンド受け入れ態勢の再整備がなされれば、観光立国復活は十分期待できよう。この場合の課題は、コロナで傷んだ航空会社や空港の急激な規模拡大への人員確保や施設要件の整備、および客体としての観光地の受け入れ態勢の復旧復興にどれほど迅速に取り組めるかということになる。政府には、こうした流れを進めるために、骨太方針に記されたことに留まらず柔軟に支援策、振興策を検討することを期待したい。